

2026 年度 授業計画(シラバス)

		看護学科	科目区分	専門基礎分野	授業の方法	講義
科目名		医療と法律	必修/選択の別	必修	授業時数(単位数)	15 (1) 時間(単位)
対象学年		2年	学期及び曜時間	後期	教室名	視聴覚室
担当教員		長谷川 ゆかり	実務経験とその関連資格			
《授業科目における学習内容》						
日本の社会で生活する国民としての権利と義務を自覚し、看護師としての法的役割と責務を理解する。そして対象者がよりよい生活ができるよう、看護師として既存の医療・保健・福祉の制度の知識を学ぶ。						
《成績評価の方法と基準》						
定期試験(100%)						
《使用教材(教科書)及び参考図書》						
健康支援と社会保障制度〔4〕看護関係法令(医学書院)						
《授業外における学習方法》						
事前学習 学習内容に該当する予習・調べ学習をする。 事後学習 授業で学んだ内容をまとめる。						
《履修に当たっての留意点》						
看護学概論や各看護学の概論、社会福祉、公衆衛生等の復習をして講義に臨むこと。広い視野で今までの学習内容を振り返りながら学習をしましょう。						
授業の方法		内 容		使用教材	授業以外での準備学習 の具体的な内容	
第1回	講義形式	授業を通じての到達目標	法の概念、自己の権利と責務について説明できる。 生活者の健康増進に対して公衆衛生の向上・増進に関連した法律の内容について説明できる。 保健衛生を学び、環境保全・公害防止に関する法律について説明できる。	テキスト	事前学習 学習内容に該当する予習・調べ学習をする。 事後学習 授業で学んだ内容をまとめる。	
		各コマにおける授業予定	法の概念について			
第2回	講義形式	授業を通じての到達目標	法の概念、自己の権利と責務について説明できる。 生活者の健康増進に対して公衆衛生の向上・増進に関連した法律の内容について説明できる。 保健衛生を学び、環境保全・公害防止に関する法律について説明できる。	テキスト	事前学習 学習内容に該当する予習・調べ学習をする。 事後学習 授業で学んだ内容をまとめる。	
		各コマにおける授業予定	看護法について			
第3回	講義形式	授業を通じての到達目標	法の概念、自己の権利と責務について説明できる。 生活者の健康増進に対して公衆衛生の向上・増進に関連した法律の内容について説明できる。 保健衛生を学び、環境保全・公害防止に関する法律について説明できる。	テキスト	事前学習 学習内容に該当する予習・調べ学習をする。 事後学習 授業で学んだ内容をまとめる。	
		各コマにおける授業予定	医事法について			
第4回	講義形式	授業を通じての到達目標	法の概念、自己の権利と責務について説明できる。 生活者の健康増進に対して公衆衛生の向上・増進に関連した法律の内容について説明できる。 保健衛生を学び、環境保全・公害防止に関する法律について説明できる。	テキスト	事前学習 学習内容に該当する予習・調べ学習をする。 事後学習 授業で学んだ内容をまとめる。	
		各コマにおける授業予定	保健衛生法について①			
第5回	講義形式	授業を通じての到達目標	法の概念、自己の権利と責務について説明できる。 生活者の健康増進に対して公衆衛生の向上・増進に関連した法律の内容について説明できる。 保健衛生を学び、環境保全・公害防止に関する法律について説明できる。	テキスト	事前学習 学習内容に該当する予習・調べ学習をする。 事後学習 授業で学んだ内容をまとめる。	
		各コマにおける授業予定	保健衛生法について②			

授業の方法		内 容		使用教材	授業以外での準備学習 の具体的な内容
第 6 回	講 義 形 式	授業を 通じての 到達目標	法の概念、自己の権利と責務について説明できる。 生活者の健康増進に対して公衆衛生の向上・増進に関連した法律の内容について説明できる。 保健衛生を学び、環境保全・公害防止に関する法律について説明できる。	テキスト	事前学習 学習内容に 該当する予習・調べ学 習をする。 事後学習 授業で学んだ 内容をまとめる。
		各コマに おける 授業予定	労働法と社会基盤について①		
第 7 回	講 義 形 式	授業を 通じての 到達目標	法の概念、自己の権利と責務について説明できる。 生活者の健康増進に対して公衆衛生の向上・増進に関連した法律の内容について説明できる。 保健衛生を学び、環境保全・公害防止に関する法律について説明できる。	テキスト	事前学習 学習内容に 該当する予習・調べ学 習をする。 事後学習 授業で学んだ 内容をまとめる。
		各コマに おける 授業予定	労働法と社会基盤について②		
第 8 回	講 義 形 式	授業を 通じての 到達目標	法の概念、自己の権利と責務について説明できる。 生活者の健康増進に対して公衆衛生の向上・増進に関連した法律の内容について説明できる。 保健衛生を学び、環境保全・公害防止に関する法律について説明できる。	テキスト	事前学習 学習内容に 該当する予習・調べ学 習をする。 事後学習 授業で学んだ 内容をまとめる。
		各コマに おける 授業予定	環境法について		